

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、実効的なコーポレートガバナンスの実現を通じて、法令違反、不正や不祥事等の企業価値を毀損するような事態の発生を防止し、かつ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目指します。株主、顧客、その他取引先、当社役職員及び社会等のステークホルダーの期待に応え、透明、公正かつ迅速果敢な意思決定を行うための重要な仕組みとしてコーポレートガバナンスを位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

＜企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮＞

当社は、不二製油企業年金基金を通じて積立金の運用を行っております。同企業年金では運用を委託した運用機関より、定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受けることにより、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理に務めております。なお、当該原則が求める企業年金がアセットオーナーとして期待される適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置といった取組みは十分とは言えないため、今後の課題として対応を検討致します。【原則2-6】

＜取締役会＞

当社は、取締役会において活発かつ実質的な議論を行うと同時に適正人数で迅速な意思決定が行えるような運営をしております。現在の取締役の人数は9名であります。取締役候補者については、社内外を問わず、人格や知見に優れた者を選定しており、特に社外取締役については会社経営、経営戦略等の専門的分野で優れた知見を有する方を選定し、様々な観点から当社の経営戦略の策定や業務執行の監督に参画していただくことにより当社の企業価値の向上に寄与していただくようにしております。

当社は、取締役会メンバーの多様性（ジェンダー、国際性、専門性等）について重要であると考えており、社外取締役2名（内 女性1名）を選任し、東京証券取引所の定める独立役員として4名（社外監査役2名を含む）を届け出ております。取締役候補者の選任プロセスにおいては、社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、選任プロセスの客観性、透明性の確保につとめております。

なお、現在、当社取締役会において、当社の企業価値向上に最適な取締役会のあり方を検討しておりますが、本事業年度においては、事業面の強化のため、社内出身の業務執行取締役を1名増員したことにより、前年度の取締役会との構成比較において、全取締役に占める社外取締役の比率が8分の2から9分の2（社外取締役/全取締役）に低下したこと、また併せて女性取締役の比率が低下したため、今後の課題として対応を検討しております。【補充原則4-11-1】

（2018年6月1日改訂 コーポレートガバナンス・コード基準）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

＜経営理念・中期経営計画・コーポレートガバナンス方針＞

- 1) 当社は、当社の経営理念として「不二製油グループ憲法」を制定し、以下の当社ホームページにて公表しております。
(www.fujioilholdings.com/about/constitution/)

また、中期経営計画を策定し、当社ホームページ(www.fujioilholdings.com/about/management_plan/)にて公表しております。【原則3-1(i)】

- 2) 当社は、コーポレートガバナンスに関して参照すべき原則・指針として「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページ(www.fujioilholdings.com/csr/corporate_governance/)に掲載しております。【原則3-1(ii)】

＜政策保有株式＞

当社はコーポレートガバナンス・コードが適用された2015年より、原則1-4の趣旨に則り、政策保有株式の解消に取り組んでまいりました。政策保有株式の保有状況について、2015年度末と2018年度末を比較すると、銘柄数では6銘柄、総資産に占める政策保有株の割合は2.4ポイントの縮減を行いました。

また、個別の政策保有株式の議決権行使については、当社の保有方針に適合および発行会社の企業価値の向上に資するものであることを総合的に勘案して実施しております。

今後も継続して事業年度末に取締役会において、政策保有株式の保有状況につきレビューを実施し、個別の政策保有株式について保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コスト（株主資本コスト＝※リスクフリーレート＋β値×リスクプレミアム）に見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、当社保有方針に適合しない銘柄については、政策保有株式の縮減を進めてまいります。【原則1-4】

※上記のリスクフリーレートについては、国内・海外機関投資家の保有比率を勘案した加重平均リスクフリーレートを用いております。

＜取締役会＞

当社は、「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の任務」の項目にて、取締役会は、法令および社内規程の定めるところに従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行について、適切にその意思決定を業務執行取締役および執行役員に委任することを規定し、開示しております。【補充原則4-1-1】

＜経営幹部等の報酬決定・選任の方針等＞

- 1) 当社は、「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役及び監査役の報酬等」の項目にて、取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において決定することを規定し、開示しております。【原則3-1(iii)】

- 2) 当社は「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、取締役候

補者および監査役候補者の選定基準および手続を定めることを規定しております。【原則3-1(iv)】

3) 当社では、取締役・監査役候補の指名理由については、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」での答申を取締役会で協議の上で策定しております。第88回定時株主総会より、取締役及び監査役候補個々の指名理由を定時株主総会招集通知参考書類に記載することにより開示しております。なお、監査役候補の選定プロセスにおいては、監査役の独立性を確保するために「指名・報酬諮問委員会」の答申を参考に、監査役会の意向が最大限反映されるように配慮しております。【補充原則3-1(v)】

<取締役・監査役>

1) 当社は、「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役及び監査役の支援体制・トレーニングの方針」の項目にて、取締役及び監査役に対し、就任時及び就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供する等、求められる役割を果たすために必要な機会を提供する等の取締役及び監査役のトレーニングの方針を規定し、開示しております。【補充原則4-14-2】

2) 当社は、「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、社外役員の独立性に関する基準を定め、開示することを規定しています。【原則4-9】

3) 当社の取締役・監査役における他の上場会社役員との兼任状況は、定時株主総会招集通知参考書類に記載する他、定時株主総会招集通知を当社ホームページにて開示しております。【補充原則4-11-2】

4) 当社はコーポレートガバナンスコード(補充原則4-11-3)における取締役会実効性の評価につき、2017年度の実効性評価の実施にあたり、より客観性を高めること、更なるガバナンスの向上を図ることを目的として、第三者機関のインタビューによる評価方法を新たに採用し、このたび実施いたしました。評価の概要、評価結果、今後の取組みは、以下のとおりです。

1. 評価の概要(対象、評価プロセス、質問項目)

対象: 取締役および監査役全員(計12名、うち社外役員4名)

評価プロセス: 第三者機関によるインタビュー及び匿名性を担保した結果分析

2. 質問項目:

- I. 取締役の構成と体制 II. 取締役会の運営と実務 III. 取締役会の審議事項 IV. 取締役会の監督機能
V. 監査役による取締役会の監督機能 VI. 取締役会での関与の状況 VII. 株主の意見尊重

3. 評価結果

今回、第三者機関が関与した取締役会評価を通じて、(a)ガバナンス改善への積極的な取り組み、(b)社長のリーダーシップと社外取締役の知見による取締役会の活性化、(c)社外役員を尊重する文化と取締役会における自由闊達な議論が行われていることが確認できました。

一方で、今後の改善・機能向上が見込まれる点としては、(a)持株会社の取締役会としての監督機能の強化、(b)指名・報酬諮問委員会の役割の明確化とさらなる機能向上、(c)取締役会のダイバーシティ強化等が確認されました。

今後の方針として、今回の取締役会の実効性評価に関する第三者機関からの報告書に基づき、2018年度取締役会において評価結果に掲げた課題について、アクションプランの策定に取り掛かるとの結論となりました。また、中長期的な課題については引き続き取締役会の中で議論していくことといたしました。当社取締役会は、取締役会のさらなる機能向上を図るべく今後も継続的に取締役会の実効性評価を行っていく予定です。【補充原則4-11-3】

<その他>

1) 当社は「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主の利益に反する取引の防止」の項目にて、取締役、監査役及び主要株主等との取引について、重要な取引または定型的でない取引については、取締役会による承認を要することを規定し、開示しております。【原則1-7】

2) 当社は「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主との対話」の項目にて、株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組み等に関する方針を規定し、開示しております。【原則5-1】

(2018年6月1日改訂 コーポレートガバナンス・コード基準)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠フードインベストメント合同会社	28,119,132	32.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,830,600	5.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,692,300	5.46
全国共済農業協同組合連合会	2,639,000	3.07
JP MORGAN CHASE BANK 385174	1,475,900	1.72
不二製油取引先持株会	1,345,222	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,267,800	1.47
伊藤忠製糖株式会社	1,130,000	1.31
日本生命保険相互会社	1,100,667	1.28
株式会社三井住友銀行	1,078,398	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三品 和広	学者										△	
上野 祐子	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三品 和広	○	神戸大学大学院経営学研究科教授であります。 当社は過年度において、三品氏が大学教授を務めている神戸大学に対し、研究支援目的の寄付を行っていましたが、年額100万円以内と少額であり、独立性に影響を与えるものではありません。 証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。	三品氏は経営戦略・経営者論等の企業経済学の研究活動の第一線で長年活躍してこられ、その専門性の高い学識と豊富な実績を活かし、独立した客観的な観点から取締役会に出席し、経営を監視・監督いただくことにより、客観・中立かつ公正な業務執行の監督が維持できると考えております。 同氏と当社との間には特別な利害関係は無いことから、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いものと判断しており、同氏を独立役員に指定しております。
上野 祐子	○	株式会社上野流通戦略研究所、代表取締役であります。 証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。	上野祐子氏は、長年にわたりマーケティングコンサルタントとして多くの企業や地方行政機関等のコンサルティングを手がけられております。また、自ら経営者として企業経営を行うほか、上場会社において社外取締役を務められ、豊富な経験と高い見識を有しております。その専門性の高い学識と経験を活かし、独立した客観的な観点から取締役会に出席し、経営を監視・監督いただくことにより、客観・中立

		かつ公正な業務執行の監督が維持できると考えております。 同氏と当社との間には特別な利害関係は無いことから、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いものと判断しており、同氏を独立役員に指定しております。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

- 指名・報酬諮問委員会設置の目的
当社は、監査役設置会社であります。取締役会に対する任意の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。
「指名・報酬諮問委員会」では委員長を社外取締役とし取締役等の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性および透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図ります。
- 指名・報酬諮問委員会の役割
指名・報酬諮問委員会は当社取締役会より諮問を受けた以下の審議事項について十分審議し、取締役会に答申しております。
 - 取締役・その他経営陣幹部の人事に関する事項
 - 取締役・その他経営陣幹部の人事に関する方針、手続き
 - 株主総会に提出する取締役・監査役の選任・解任に関する議案の記載事項
 - 代表取締役及び役付取締役の選定・解任に関する事項
 - 取締役に委嘱する職務内容に関する事項
 - 執行役員の選任・解任に関する事項
 - 取締役・その他経営陣幹部の育成方針、制度に関する事項
 - 取締役・その他経営陣幹部の報酬に関する事項
 - 取締役の報酬に関する方針、制度
 - 株主総会に提出する取締役・監査役の報酬等に関する議案の記載事項
 - 取締役の個人別報酬決定にあたっての評価に関する事項
 - 取締役会から諮問があった取締役・その他経営陣幹部の報酬に関する事項
- 委員会の構成
指名・報酬諮問委員会は、取締役会決議により取締役より選任された3名以上の委員（ただし、半数以上は社外取締役）で構成することとします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査計画、監査結果の報告および情報交換会などを通じ、会計監査人と密接に連携をとっております。
監査役は内部監査部門から監査報告書による監査結果および改善策等につき報告を受け、内部監査部門との定例の連絡会を行うなど密接に連携をとっております。
また、三様監査ミーティングを開催し、監査役、会計監査人および内部監査部門は相互に連携を図り、監査の実効性向上に努めております。
さらに、監査役会はグループ会社監査役連絡会を開催し、監査体制の整備および情報共有を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松本 稔	公認会計士										△			
草尾 光一	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 稔	○	有限責任 あずさ監査法人の業務執行者として勤務していたことがあります。証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。	松本氏は公認会計士として財務・会計に関する知見を有しており、社外監査役として当社の経営を監視・監督頂くことにより、客観・中立かつ公正な監査体制が維持できると考えております。同氏と当社との間には利害関係は無いことから、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いものと判断しており、同氏を独立役員に指定しております。
草尾 光一	○	草尾法律事務所の弁護士であります。証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。	草尾氏は、弁護士としての専門知識を有する企業法務の専門家であります。複数の会社にて社外監査役を務めており、豊富な経験と高い見識があり、社外監査役として当社の経営を監視・監督頂くことにより、客観・中立かつ公正な監査体制が維持できると考えております。同氏と当社との間には利害関係は無いことから、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いものと判断しており、同氏を独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

賞与について主として連結経常利益を指標として増減額を算出しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社における役員報酬の内容(平成30年3月期)

当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等の総額は次のとおりであります。

取締役(社外取締役含む) 295百万円
監査役(社外監査役含む) 64百万円
合計(社外取締役・社外監査役) 360(41)百万円

- (注)1 上記には第89回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名および監査役1名に対する報酬を含んでおります。
2 上記には当期に係る役員賞与を含んでおります。
3 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、平成24年6月26日開催の第84回定時株主総会において取締役の報酬限度額は年間6億円以内(うち社外取締役は年間3,000万円以内)、平成29年6月22日開催の第89回定時株主総会において監査役の報酬限度額は年間1億円以内と決議されております。

取締役の報酬については、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の答申を経て、取締役会の決議により、監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬等は固定報酬である月例報酬、個人と会社業績に連動する賞与からなり、各項目の水準は、外部専門機関の調査データを活用し役位毎の職責に応じた年棒を定めており、賞与については連結経常利益を指標として増減を決定しております。

監査役の報酬等は固定報酬である月例報酬のみであり、その水準は外部専門機関の調査データを活用し、役割と責務に相応しい水準となるよう、監査役の協議により決定しております。

なお、社外取締役、社外監査役については固定報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については専任スタッフはおりませんが、必要に応じ法務グループ、内部監査グループ等がサポートする体制をとっております。

社外監査役については、監査役の職務を補助する組織として監査役室を置き、監査役の指示に基づき監査役の職務を支援しております。監査役の職務を補助すべき使用人の人事考課・処遇等当該使用人の独立性に関する事項については監査役会が行い、異動については監査役会の同意を得ております。また、当該使用人については、専任使用人の選任が望ましいと考えておりますが、現時点では当社内の関係部門の兼務使用人が従事しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

一名

その他の事項

2016年5月開催の定時取締役会決議において、取締役や監査役であった者が退任後に具体的な職務や対応すべき業務の有無に関わらず、相談役・顧問(いずれも報酬を伴う職位)に就くという旧来の制度自体を廃止する一方で、退任する取締役や監査役に対して退任後も委嘱・委託すべき具体的な職務及び業務が存在し、かつ、そうした職務及び業務の委嘱・委託が妥当であると判断される限りにおいて、退任後に顧問等として職務を委嘱・委託することは可能としております。また、関連して、同取締役会においては代表取締役が退任後に会長職に就く制度を廃止する旨の決議をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現体制の各機関及び部署における機能・運営は下記のとおりです。

1 会社の機関の基本説明

重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を、監査機関として監査役会を設置しております。

当社は任意の機関として「経営会議」「指名・報酬諮問委員会」「ESG委員会」を設置しております。

当社グループは、意思決定の迅速化のため、純粋持株会社体制に移行し、経営の監督と執行を分離することにより、事業会社である地域統括会社への権限委譲を進めています。一方、当社はグローバル本社として、グループ経営の戦略立案及びグループ子会社の管理および支援を遂行しています。

2 会社の機関の内容

(取締役会)

取締役会規則を定め、原則月1回開催される「取締役会」および、必要に応じ「臨時取締役会」を適宜開催しております。法令に定められた事項および重要事項の審議、決議がなされるとともに取締役の職務執行状況を報告しております。

(経営会議)

経営に関する重要事項については、原則として月1回開催される社長および取締役兼執行役員を主要メンバーとする社長の諮問機関である「経営会議」において十分に審議し、監視することにより社長および取締役会の意思決定に資するものとしたうえで、業務遂行の法令遵守および効率的な遂行が実施出来る体制を整備、強化しております。

(指名・報酬諮問委員会)

役員選任および役員報酬決定のプロセスの透明化を図るため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を2015年10月に設置しました。2018年6月21日現在、社外取締役である三品和広氏が委員長であり、社外取締役である上野祐子氏、代表取締役社長の計3名の委員にて同諮問委員会を構成しております。なお、第90期は計7回開催いたしました。

(ESG(環境・社会・ガバナンス)委員会)

不二製油グループにおける「安全・品質・環境」「人づくり」「サステナブル調達」「ガバナンス」「食の創造によるソリューション」等に係る重要課題を取締役に提言・具申することにより、ESG(環境・社会・ガバナンス)に関する包括的な取り組みを行っております。

(監査役会)

監査役会は、第90期は12回開催され、監査方針および監査計画を協議決定し、監査に関する重要な事項等の報告・決議・決定を行っております。

3 監査の状況

内部監査については、内部監査部門5名が「内部監査規程」に基づき、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システム・プロセスの整備、運用状況を監査しております。内部監査の結果については、取締役会、代表取締役社長、監査役および関連部署へ報告するとともに、改善提案を行っております。

監査役監査については、監査役(4名 内、社外監査役2名)は取締役会の他、社内の重要な会議に常時出席するほか、代表取締役との意見交換、事業部門、コーポレートスタッフ部門のヒアリング、子会社の調査、会計監査人との連携をとりながら、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

4 会計監査の状況(平成30年3月期)

当社は、会計監査については有限責任 必ずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、また、同監査法人は従来より自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる従事者の構成については下記のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 小野 友之(継続監査年数3年)

指定有限責任社員 業務執行社員 大橋 盛子(継続監査年数1年)

監査業務に係わる補助者の構成

公認会計士6名、その他9名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は機能的かつ合理的な意思決定や業務遂行を行うとともに、経営に対する監視・監督機能を強化することが、株主をはじめとするステークホルダーからの信頼や期待に応えるために重要であると考えております。経営の監視・監督機能の強化のため、7名の社内取締役と2名の社外取締役で構成する取締役会および常勤(社内)監査役2名と社外監査役2名で構成する監査役会からなる監査役設置会社を体制の基盤とする他、役員の選任や報酬に関して取締役会からの諮問を受け答申を行う任意の指名・報酬諮問委員会を設置するなど、継続的なコーポレートガバナンス体制の向上を図ることが重要であると考えております。

当社が監査役設置会社を選択している理由としては、常勤監査役が監査に資する社内情報を収集し社外監査役にも共有するほか、必要に応じて社外取締役に報告されるよう連携を確保可能であること、また、経営の監視機能という点においては、独立社外取締役に加え弁護士、公認会計士である独立社外監査役が取締役会において高い専門性や見識からの意見を述べることにより適切な審議や取締役の職務執行の監督等に寄与し得ると考えているからであります。

また、社会的貢献を果たし企業価値向上を果たすためには、環境・社会・ガバナンス・良き企業風土醸成や人材育成についての取り組みを経営の重点課題と認識し、取締役会の諮問機関として「ESG委員会」を設置しております。「ESG委員会」は「安全・品質・環境」「人づくり」「サステナブル調達」「ガバナンス」「食の創造によるソリューション」からなる5つの分科会で構成されています。「ESG委員会」は定期的にレビューを行い、取締役会に報告することにしております。

これらの体制を採用することにより、透明性の高い健全な経営の実現することが可能であると考えます。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集ご通知の早期発送および発送前Web開示を実施しております。 (実施状況) 第90回定時株主総会 (2018年6月21日開催) 招集通知発送日 6月1日 (19日前) 招集通知発送前Web開示 5月25日 (26日前)
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日の設定は可能な限り第一集中日を避けるように配慮しております。 (実施状況) 第90回定時株主総会 (2018年6月21日開催) 当年の3月期末決算会社の第一集中日は6月28日と推定され、当該集中日の前週での開催としております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・PC・スマートフォンからの議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームからの行使を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知要約の英訳版を作成し、Webにてご提供しております。
その他	1 ホームページに招集通知を掲載しております。 2 株主総会後に総会の内容・決議事項を当社Webサイトにて掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイトにて公表しています。 www.fujioilholdings.com/ir/policies_and_systems/disclosure_policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けには定時株主総会後の株主懇談会を開催	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算毎に決算説明会を開催し、社長より業績等について説明・質疑応答を行っているほか、第1四半期・第3四半期には電話会議により、CFOより業績説明・質疑応答を行っています。これに加え社長や経営幹部が出席し国内外アナリスト・機関投資家とテーマを設定しミーティングを実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米にて戸別訪問形式にて開催しました。 今後は欧州・北米を中心に継続的に開催し、機関投資家の皆様とエンゲージメントを行ってまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算情報以外の適時開示情報、株主総会の招集通知、決算説明会資料、株主通信、コーポレートガバナンス報告書、株式に関する情報等を掲載しております。 www.fujioilholdings.com/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社はCFOがIR活動全般を統括し、IR担当部署として広報・IRグループIRチームを設置しています。IRチームは社内関係部署・グループ会社と連携し公平で正確なIR活動を推進するよう努めています。 IR担当役員: 取締役 最高財務責任者(CFO) 松本智樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、経営理念を示す「不二製油グループ憲法」(www.fujioilholdings.com/ir/index.html)において、おいしさと健康で社会に貢献することを表明しています。 ステークホルダーの立場を尊重し、社会の持続可能な発展に寄与する企業活動を行うために、CSR推進のための部門として「CSR・リスクマネジメントグループ」を設置しています。当社グループが事業を通して持続可能な社会に貢献するために、CSR・リスクマネジメントグループが中心となって、ステークホルダーとのコミュニケーション、および製品・事業プロセスを通じた社会課題解決を推進しています。 また、取締役会の諮問機関として「ESG委員会」を設置しています。ESG委員会では、外部有識者の参画を得て社会の期待を取り込み、CSRを推進するための戦略の検討や活動進捗の報告を行います。ESG委員会での議論の内容は、取締役会に対して報告・具申されます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	(CSR活動) 当社グループでは、事業を通して社会に貢献し続けるために、ステークホルダーの期待と当社事業戦略に基づき、CSR重点テーマを定めています。CSR重点テーマを推進することで、持続可能な社会に貢献します。(www.fujioilholdings.com/csr/) 2017年7月にサステナビリティレポート2017を発行いたしました。当レポートはステークホルダーに対して、当社のCSRに関する考え方および取り組みの進捗をご報告しております。尚、2018年7月に、サステナビリティレポート2018を当社Webサイト上で公表する予定です。 (環境保全活動) 当社グループでは、環境基本方針を策定し、「CO2排出削減」「水使用量の削減」「廃棄物の削減」を掲げ環境保全活動を推進しています。2000年9月に、主力生産拠点である阪南事業所がISO14001認証を取得したことをはじめ、2010年12月までに国内生産全6工場と研究所で同認証を取得しております。(www.fujioilholdings.com/csr/environment/) また、当社グループは農作物を主原料としているため、環境・人権に配慮した持続可能な調達を推進しています。 (www.fujioilholdings.com/csr/sustainable/)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、顧客、取引先、NGO、地域社会等の全てのステークホルダーに対して、透明性をもった情報開示が重要だと考えています。企業、財務、ESGに関する情報等、経営情報の自主的な開示に努めています。情報開示の考え方を「ディスクロージャーポリシー」として定めています。(www.fujioilholdings.com/ir/policies_and_systems/disclosure_policy/)
その他	(女性社員の活躍支援について) 当社では、ダイバーシティは社会課題解決の源泉と考えています。ダイバーシティ推進の一環として、女性活躍を推進しています。当社グループにおける、2018年4月時点での女性管理職比率は、アジア(日本を除く)で24.8%、欧米で21.3%に対して、日本(不二製油株式会社)では8.24%です。日本を最重点エリアと捉え、2020年度の不二製油株式会社における女性管理職比率20%以上を目標として取り組んでいます。 女性活躍を推進するにあたり、「活きたキャリアを構築する」ことをスローガンに、大きく5つの施策を進めております。 1 育児勤務者だけでなく、上司を交えた育児休業フォローアップセミナーの実施 2 育児・介護サービスの利用に対する費用援助 3 外部サービス利用による保育活動の支援 4 男性育児休業の取得推進 5 働き方の多様化に応じた制度の拡充 2017年度からはフレックスタイム制度の取得事由を撤廃し、併せて在宅勤務制度を導入しております。 上記5つの施策の内特に男性の育児休業取得が進んでおり、2017年度の男性育児休業取得率は約44.4%でした。 (www.fujioilholdings.com/csr/human/)

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、財産の保全、リスク管理を徹底するため、内部統制システム・プロセスの構築、整備を行っております。

- 1 「不二製油グループ憲法」にて「行動原則」を定め、社員への徹底を図っております。
 - 2 コンプライアンスについては、「ESG委員会」にコンプライアンスに係る分科会を設置し、行動原則や企業倫理に反する事態に備えるとともに、行動原則が企業の風土として定着するようコンプライアンス教育、研修を通じて周知徹底を図っております。また、コンプライアンスに反する行為があり、職制を通じての是正が機能しない場合には、使用人は「内部通報制度」により通報するものとしております。また、「内部通報規程」を定め、外部の弁護士事務所にも「通報窓口」を設置することにより、運用面での実効性を図っております。
 - 3 情報管理については、「情報管理基本規程」その他社内規程の定めるところにより、適切に保存及び管理を行っております。
 - 4 リスク管理については「リスクマネジメント規程」を定め、「ESG委員会」の下位組織である「ガバナンス分科会」が、職制上のリスク管理に加え、グループを横断する重要なリスク区分毎に、管理責任者を決めてリスク管理体制の構築および運用を行っております。
 - 5 職務分掌、決裁権限規程などの社内規程に基づき、会議体で意見決定プロセスを明確にしております。
 - 6 社内規程を設け、職務権限およびその責任を明確にし、組織ごとのミッションや業務プロセスを評価、管理、牽制するとともに、モニタリング機能により内部統制システムの有効性を継続的に監視しております。
 - 7 「ESG委員会」の中に「人づくり分科会」を設置し、企業風土の醸成および推進を通し内部統制における統制環境の基盤作りに寄与する活動を行っております。
 - 8 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、当社は「不二マネジメント規程」等の規程により、当社グループにおける意思決定およびその他組織等に関する基準を定め、グループ会社各社にこれに準拠した体制を構築させており、グループ会社に対して「グループ方針（決裁権限に関する運用規程）」に定める重要項目について、当社の承認を得、報告を行うことを義務付けております。
- また、当社はグループ会社全体のリスクおよびコンプライアンスを管理するため、企業規模や組織体制等に応じた適切なリスク管理体制およびコンプライアンス体制の構築ならびに「不二製油グループ憲法」における「行動原則」等が適切に実施されるよう助言指導を行っております。
- さらに、監査グループおよび監査役は、連携してグループ会社の業務の適正を監査し、是正が必要な場合には助言、勧告を行うとともに、監査結果を当該グループ会社代表者および当社取締役会に報告する体制を構築しております。
- 9 財務報告の適正性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出の目的のため、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、改善を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、コンプライアンス体制の基本である「不二製油グループビジネス行動ガイドライン」を定め、違法な勢力とは接触を持たず、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを基本方針としております。

また、外部機関の企業防衛連合協議会に所属し、警察との連携により必要な情報交換を行っております。併せて顧問弁護士の協力を積極的に得ることにより、反社会的勢力に対し、速やかに毅然とした対応を行います。

V その他

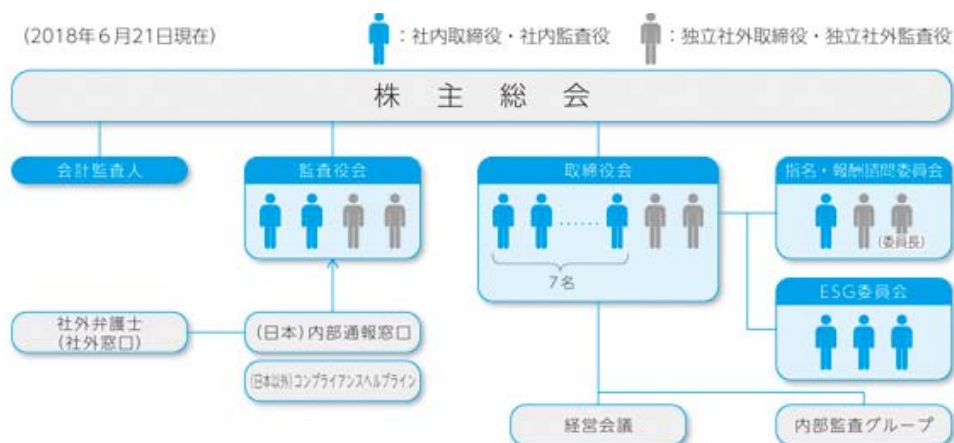
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



各会議体の構成および議長の属性

	総員	社内取締役	独立社外取締役	監査役	議長（委員長）
取締役会	13	7	2	4 (社外2名含む)	取締役社長
指名・報酬諮問委員会	3	1	2	オブザーバー	独立社外取締役
ESG委員会	3	3	—	—	社内取締役 (ガバナンス担当)

適時開示に係る社内体制

